

第115回 定時株主総会招集ご通知

日時

2018年6月22日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

書面またはインターネットによる
議決権行使の期限

2018年6月21日(木曜日)午後5時30分まで
(詳細は3頁～4頁をご覧ください。)

株式会社 東邦銀行

証券コード：8346

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役13名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりますお土産をとりやめさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、株主優待制度につきましては、引き続き実施させていただきます。

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より東邦銀行グループをご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

第115回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

2018年5月

取締役頭取 **北村清士**



企業理念

社会的使命

地域を見つめ、地域とともに

私たちは、
地域を見つめ、地域とともに歩み、
総合的な金融サービスをもって、
「ふくしま」の発展とお客さまの豊かな
くらしづくりのために力を尽くします。

経営姿勢

お客さまの満足のために

私たちは、
進取・積極の精神と健全な姿勢を基本とし、
心が通いあう活きた組織をもって
お客さまの満足のために汗を流します。

行動規範

新しい感覚と柔軟な発想をもって

私たちは、
ふるさと「ふくしま」を愛し、
新しい感覚と柔軟な発想をもって自分を磨き、
お客さまの信頼に応えることを喜びとします。

目次

P.1	■ 第115回定時株主総会招集ご通知 株主総会の開催概要をご確認いただけます。 議決権行使についてのご案内 3 議決権の行使方法の詳細をご説明しております。
P.5	■ 事業報告 1. 当行の現況に関する事項 5 2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項 19 3. 社外役員に関する事項 21 4. 当行の株式に関する事項 23 5. 当行の新株予約権等に関する事項 24 6. 会計監査人に関する事項 24 7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 25 8. 業務の適正を確保する体制 26 9. 特定完全子会社に関する事項 30 10. 親会社等との間の取引に関する事項 30 11. 会計参与に関する事項 30 12. その他 30
P.31	■ 計算書類 第115期末貸借対照表 31 損益計算書 32
P.33	■ 連結計算書類 第115期末連結貸借対照表 33 連結損益計算書 34
P.35	■ 監査報告書 会計監査人の監査報告書 謄本 35 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 36 監査役会の監査報告書 謄本 37
P.38	■ 株主総会参考書類 株主総会における決議事項の内容をご確認いただけます。 第1号議案 剰余金の処分の件 38 第2号議案 定款一部変更の件 39 第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役13名選任の件 45 第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件 55 第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件 62 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 63 〈ご参考〉社外役員の独立性判断基準 64

株主の皆さまへ

福島県福島市大町3番25号

株式会社 東邦銀行

取締役頭取 北村 清士

第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）（3頁～4頁）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年6月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、株主優待制度につきましては、引き続き実施させていただきます。

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 株主資本等変動計算書
 - ② 計算書類の個別注記表
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 連結計算書類の連結注記表
(<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>)
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページに掲載させていただきます。
(<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>)
- 当行招集ご通知は、当行ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.jpix.co.jp/>) に掲載されています（和文および、狭義の招集通知と株主総会参考書類の英訳）。

記

1. 日 時

2018年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所

福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

（最終ページの株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第115期（2017年4月1日から
2018年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第115期（2017年4月1日から
2018年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役13名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

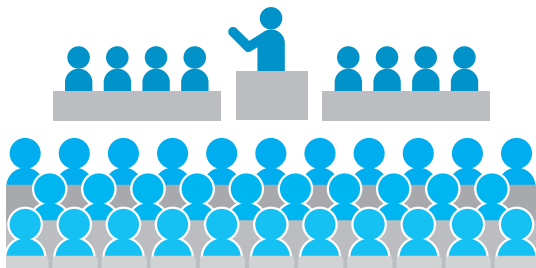
以上

議決権行使についてのご案内

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下3つのいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会にご出席いただく場合】

同封の議決権行使書用紙を会場受付へ
ご提出ください。
また、当日ご出席の際は、本招集ご通知を
ご持参ください。

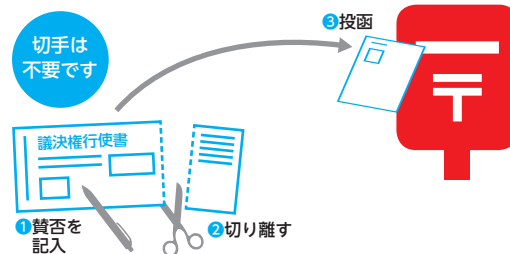


株主総会開催日時
2018年6月22日（金曜日）
午前10時

- 代理出席に関して
代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することができます。

【株主総会にご出席いただけない場合】 書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否を
ご記入のうえご投函ください。



行使期限
2018年6月21日（木曜日）
午後5時30分到着分まで有効

- 郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル **0120-173-027**（受付時間 9時～21時、通話料無料）

機関投資家の皆さまへ

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

【株主総会にご出席いただけない場合】 電磁的方法（インターネット）による議決権行使



行使期限

2018年6月21日（木曜日）
午後5時30分送信分まで有効

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/> において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

※議決権行使サイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。

1 議決権行使サイトへアクセスする

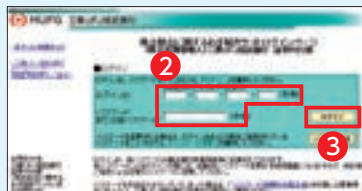
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



「議決権行使サイト」
トップページ

① 「次の画面へ」をクリック

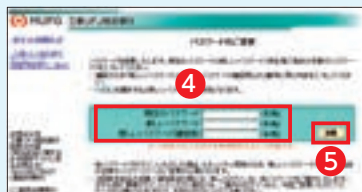
2 ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



④ 現在のパスワードを「現在のパスワード」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ 主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、為替業務、公共債・投資信託・保険商品などの販売業務を通じて、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供するとともに、東日本大震災からの復興支援に積極的に取り組んでおります。

ロ 金融経済環境

(国内経済)

2017年度のわが国経済は、海外経済の堅調な推移、国内需要における設備投資や個人消費の増加、各種金融政策の効果などを背景として、年度を通じて緩やかな回復基調が続きました。

(福島県内経済)

主要な営業基盤である福島県内の経済につきましては、東日本大震災からの復興需要が落ち着き始めるなど、年度後半には景気回復に足踏み感がみられるようになりました。

(金融環境)

長期金利の指標となる10年国債利回りは、日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策のもとで概ね0%~0.1%の水準で推移しました。

日経平均株価につきましては、国内外の堅調な経済状況を背景に上昇基調で推移し、年度末には21,454円となりました。

ハ 事業の経過およびその成果

このような経済環境のもと、当行は長期目標「大きく・強く・たくましく」の実現に向け、中期経営計画「とうほう“サミット”プラン～裾野を広く・山を高く～」(2015年度~2017年度)を展開してまいりました。

当年度はその締めくくりの1年として、「ふくしまの“復興から成長”への貢献」「お客さまから選ばれる銀行づくり」「持続可能な企業体質の確立」の3つの基本方針のもと、グループ一体となって各種施策に取り組んでまいりました。

長期目標



〈目指す銀行像〉
大きく・強く・たくましく[®]
 ～地域に熱く・お客さまに誠実に・人を大事に～

創立80周年（2021年度）**当期純利益**
150億円を目指す

中期経営計画

メインテーマ

「とうほう “サミット” プラン」 ～裾野を広く・山を高く～

計画期間：2015年4月1日～2018年3月31日（3年間）

基本方針

I. ふくしまの
 “復興から成長” への貢献

II. お客さまから選ばれる
 銀行づくり

III. 持続可能な
 企業体質の確立

計数目標

■ 当期純利益	…………… 75 億円	■ 自己資本比率	…………… 8.7%
■ 自己資本利益率 (ROE)	…………… 3.8%	■ (中核的)自己資本比率	…………… 8.0%

(※)直近の経営環境を踏まえ、中期経営計画の目標(2017年度)を修正しております。

(※)中核的自己資本は、自己資本から劣後調達を控除したものです。

法令等遵守・リスク管理態勢の強化

〈ふくしまの“復興から成長”への貢献〉

東日本大震災からの復興に向け、円滑な資金供給や産業活性化に資する取り組みを進めたほか、復興支援事業などにも積極的に参画してまいりました。

当行では、起業や新規事業参入を希望されるお客さまをサポートするため「とうほう“起業家応援”相談会」や「とうほう創業支援塾」を定期的に開催するとともに、地域の活性化を目的として発行手数料の一部を学校等へ寄贈する「とうほう・ふるさと総活躍応援私募債」などさまざまな資金ニーズにお応えする商品提供、中国やベトナム、タイでの商談会開催に

よる海外進出サポートなどに努めてまいりました。

加えて、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故で被災されたお客さまに対しましては、地域経済活性化支援機構や中小企業再生支援協議会などの外部機関とも連携しながら、経営支援・事業再生支援に積極的に取り組んでまいりました。

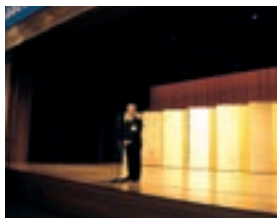
「地方創生」の取り組みでは、福島県ゆかりの経済人とのネットワーク構築を目的とした「ふるさと応援 在京福島県経済人の集い」や、福島の地酒をPRする「ふるさと応援 ふくしま酒まつり」を継続開催するとともに、福島市との「空き

家対策連携協定」の締結、復興の加速を後押しする浪江町との「包括連携協定」の締結など、地域の活性化に向けた諸課題に対して、お取引先や自治体と連携した取り組みを実施してまいりました。

また、2018年3月には、福島イノベーション・コースト構想に資する取組みとして、株式会社みずほフィナンシャルグループとともに、福島県浜通り地区を対象エリアとした「キャッシュレス構想の実現に向けた実証実験」に取り組むことに合意いたしました。



ふるさと応援 在京福島県経済人の集い（東京開催）



ふるさと応援！ふくしま酒まつり（東京開催）



福島市との空き家対策連携協定

〈お客さまから選ばれる銀行づくり〉

多様化するお客さまのニーズにお応えするため、商品・サービスの充実に積極的に努めてまいりました。

2017年6月には、東北地区の地方銀行で初となる銀行本体での「遺言信託・遺産整理業務」の取り扱いを開始いたしました。お客さまの大切な資産の円滑な承継についてのご関心は高く、2018年3月末時点で既に900件を超えるご相談を承っております。

また、2017年11月には、通帳を発行せず、スマートフォン等でいつでも口座の残高や取引明細を確認できる「とうほうスマホ通帳プラス」のサービスを開始いたしました。

事業を営むお客さまへの取り組みといたしましては、「経営課題提案型営業」の展開により、事業承継やM&A（企業の合併・買収）、ビジネスマッチングなど、お取引先の抱える経営課題の解決に積極的に取り組んでおります。

とりわけ、M&Aの取り組みでは、株式会社日本M&Aセンターより4年連続で表彰を受けるなど、お取引先の関心の高い事業承継への支援に取り組んだ結果が評価されております。

また、当行は、「TSUBASAアライアンス」（加盟行：当行・千葉銀行・第四銀行・中国銀行・伊予銀行・北洋銀行・北越銀行）に加盟しており、2017年10月には、「TSUBASA FinTech共通基盤」（オープンAPI（注1））

の開発に着手し、フィンテックへの取り組みを着実に進めております。



株式会社日本M&Aセンターより受賞



とうほう遺言信託



とうほうスマホ通帳プラス

2018年3月には、次期の基幹系システム（注2）として「T S U B A S A基幹系システム共同化（注3）」への参加に向けた本格的な検討を開始いたしました。同システム共同化への参加により、金融環境の変化に柔軟に対応できるシステム環境整備や先進的な商品開発、サービス提供のスピードアップ等が期待されるものであり、2019年度上期中を目途に参加を正式決定してまいります。

(注) 1. APIとは、Application Programming Interfaceの略。お客様の同意に基づいて銀行等のシステムに外部から接続して安全に情報を取得できるようにする仕組みで、その仕様等をフィンテック企業等の外部事業者に公開することを「オープンAPI」といいます。

2. 銀行システムにおいて、預金業務や貸出



キャッシュレス構想の実現に向けた福島における実証実験実施の合意

業務、為替業務等を担う中核となるシステムを意味します。

3. 株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行および日本アイ・ビー・エム株式会社が構築した、開発・運用・保守を共同で行うシステムです。

〈持続可能な企業体質の確立〉

当行の持続的な成長を見据え、企業体質の強化や多様な働き方の改革と働きがいの向上に努めてまいりました。

当行は企業体質の強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、経営陣の主導の下、部門横断的な業務効率化と生産性向上に取り組むとともに、コスト構造の抜本的な見直しを進めております。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）のさらなる推進と生産性向上に向け「働き方大改革」も進めております。

完全フレックスタイム制の導入や、2018年3月には当行3か所目となる事業所内保育施設を開設するなど、多様な働き方の支援と働きがい向上に取り組んでまいりました。

これらの取り組みが評価され、2017年12月には内閣府より「平成29年度 女性



とうほう・みんなのキッズらんど 福島・ノース棟

が輝く先進企業表彰『内閣総理大臣表彰』、厚生労働省からは「均等・両立推進企業表彰 ファミリー・フレンドリー企業部門『厚生労働大臣優良賞』」を受賞いたしました。

さらには、当行の発展を支える人材を育成していくため、「TOHO Morning School」&「TOHO Evening School」を新たに開講いたしました。これはフレックスタイム制を活用し、従業員が朝夕の時間を自己啓発の場とすることができる制度であり、従業員が多面的に能力を伸ばすことができるよう取り組みを進めております。

また、国内外の大手企業や大学院、官公庁等への研修派遣も積極的に実施しております。特に地方銀行協会への研修派遣人数は地方銀行トップクラスにあるなど、充実した人材育成体制を構築しております。



女性が輝く
先進企業表彰
「内閣総理大臣
表彰」受賞

〈社会貢献活動の展開〉

地域社会の成長・発展に向け、以下のCSR（企業の社会的責任）活動を展開してまいりました。

〔スポーツ振興活動〕

福島の未来を担う小中学生を対象に、元大リーガー（現：読売巨人軍）上原浩治氏および福島県出身の元プロ野球選手（元：読売巨人軍）鈴木尚広氏を招いて野球教室を開催いたしました。このほか、当行陸上競技部員による陸上教室や、小中高校生を対象としたリレー大会「ふくしまリレーズ」も継続して開催し、地域のスポーツ振興に取り組んでまいりました。



上原浩治氏および鈴木尚広氏を招いての野球教室



陸上教室



ふくしまリレーズ

【金融経済教育活動】

金融教育支援への取り組みとして、引き続き福島大学での当行提供講座「地域金融論」(全15回)を開講するとともに、全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」福島大会の開催、小学生を対象とした「とうほう親子金融教室」の開催などに取り組んでまいりました。



福島大学 地域金融論



エコノミクス甲子園 福島大会



とうほう親子金融教室

【環境保全活動】

福島県が推進する「企業の^{もり}森林づくり」制度に積極的に継続参画し、植林活動「と



とうほう・みんなの森づくり

うほう・みんなの森づくり」を南相馬市と相馬市で実施いたしました。

【ボランティア活動】

川内村の復興を願って開催された「川内の郷かえるマラソン大会」へのボランティア参加や、病気治療の子どもと看病する家族の宿泊施設「パンダハウス」の運営サポートなどにも取り組んでまいりました。

こうした取り組みの結果、2017年度の業容・業績は以下のとおりとなりました。

〈業績の概要〉

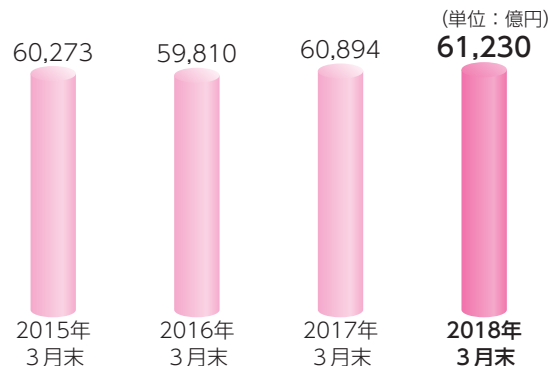
【預金、譲渡性預金等】

預金につきましては、公金預金の減少により前年度末比70億円減少し、5兆2,298億円となりましたが、個人預金は505億円、法人預金は672億円それぞれ前年度末比で増加いたしました。

また、譲渡性預金を含む総預金では、前年度末比411億円増加し、5兆6,764億円となりました。

投資信託・生命保険・公共債などの預かり資産残高は4,466億円となり、総預金と預かり資産を合算した総預かり資産残高は6兆1,230億円となりました。

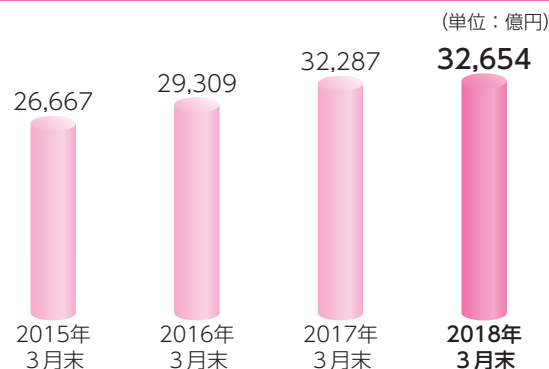
総預かり資産残高【総預金+預かり資産】



【貸出金】

貸出金につきましては、事業性貸出・個人ローンとともに増加したことから、前年度末比366億円増加し、3兆2,654億円となりました。

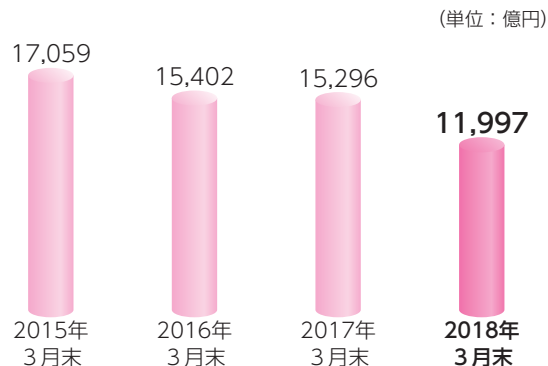
貸出金



【有価証券】

有価証券につきましては、投資環境や市場動向に留意しながら適切な資金運用に努めた結果、前年度末比3,299億円減少し、1兆1,997億円となりました。

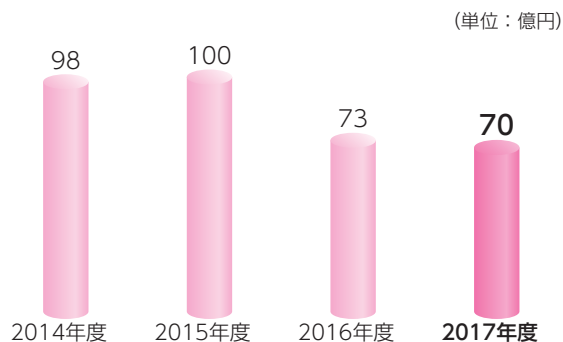
有価証券



【損益】

損益につきましては、経常利益は101億円、当期純利益は70億円となりました。また、連結の経常利益は110億円、親会社株主に帰属する当期純利益は73億円となりました。

単体当期純利益



二 店舗等

2017年6月に「仙台泉支店」、同年11月には「郡山金屋支店」、2018年1月には「仙台南支店」を開設したほか、2017年4月には「三春支店」を新築移転いた

しました。

また、東日本大震災と原発事故の影響で臨時休業していた店舗のうち、2017年4月に富岡支店・大熊支店、続いて同年6月に浪江支店・双葉支店が再開し、これにより臨時休業しておりました店舗すべてが営業再開いたしました。引き続き、地域に寄り添った営業活動を行い、きめ細やかな復興支援に取り組んでまいります。



仙台泉支店



郡山金屋支店



仙台南支店



三春支店

ホ 対処すべき課題

当行の主たる営業基盤である福島県は、東日本大震災と原発事故から7年が経過してもなお、ふるさとへの帰還が叶わない方もいらっしゃると思います。

一方で、福島イノベーション・コースト構想による新たな産業の振興や、東北中央自動車道の段階的開通など、さらなる成長に向けた環境も整備されつつあります。

このような状況下、金融業界を取り巻く環境は、マイナス金利政策を含む金融緩和政策の継続や、人口減少によるマーケットの縮小、金融IT技術の急速な進展など大きく変化しております。この変化をチャン

スと捉え、当行の成長と発展につなげていくためには、地域の課題とお客さまのニーズに真摯に向き合い、スピード感をもって対応していくことが求められております。

こうした認識のもと、当行は長期ビジョンを「**ふるさと総活躍**を豊かに・お客さまの繁栄のために・私たちの成長で～より大きく・より強く・よりたくましく～」と定めるとともに、この実現に向け、2018年度から3か年を計画期間とする新たな中期経営計画「とうほう“健康バンク・健全バンク”計画」を策定いたしました。

新中期経営計画では、以下の5つの基本方針を掲げております。

- ・「ふるさと総活躍実現のための積極的貢献」
- ・「『地域・お客さま第一』を基本とした営業戦略の推進」
- ・「変化する経営環境に打ち勝つ健全な経営体質の確立」
- ・「地域・お客さまの成長を担う人材の育成」
- ・「働き方大改革推進によるいきいき職場づくり」

これら5つの基本方針の実現を通じて、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまからのご期待にお応えし、地域金融機関としての使命をしっかりと果たしてまいり所存であります。

皆さまには、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

イ 単体業績の推移

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
預金	51,576	51,359	52,368	52,298
定期性預金	12,854	12,861	12,644	12,454
その他	38,721	38,497	39,724	39,843
貸出金	26,667	29,309	32,287	32,654
個人向け	6,074	6,556	6,987	7,408
中小企業向け	8,358	8,683	9,495	10,268
その他	12,234	14,069	15,804	14,977
商品有価証券	3	2	1	8
有価証券	17,059	15,402	15,296	11,997
国債	7,605	6,579	5,910	4,510
その他	9,453	8,823	9,386	7,486
総資産	58,723	58,585	60,141	60,174
内国為替取扱高	329,927	278,968	278,617	261,924
外国為替取扱高	百万ドル 869	百万ドル 805	百万ドル 1,058	百万ドル 1,057
経常利益	百万円 16,896	百万円 15,969	百万円 10,629	百万円 10,162
当期純利益	百万円 9,818	百万円 10,063	百万円 7,384	百万円 7,083
1株当たり当期純利益	円 銭 38 95	円 銭 39 92	円 銭 29 29	円 銭 28 10
信託財産	0	0	0	—
信託報酬	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 —

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

□ 連結業績の推移

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	645	755	703	706
経常利益	170	171	106	110
親会社株主に帰属する当期純利益	99	182	70	73
包括利益	204	140	0	58
純資産額	1,862	1,982	1,961	1,999
総資産	58,733	58,646	60,232	60,271

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	前年度末	当年度末
使用人数	2,147人	2,167人
平均年齢	41年 0月	41年 3月
平均勤続年数	17年 3月	17年 4月
平均給与月額	392千円	381千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	前年度末	当年度末
福島県	105店	106店
東京都	2	2
宮城県	3	5
山形県	1	1
茨城県	2	2
栃木県	1	1
新潟県	1	1
合計	115	118

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を208か所（前年度末は214か所）設置しております。また、当行が店舗管理銀行となっている株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を145か所（前年度末は140か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携に基づく店舗外現金自動設備を137か所（前年度末は126か所）それぞれ設置しております。
2. なお、福島第一原子力発電所事故および震災の影響により店舗外現金自動設備のうち5か所が休止しております。

ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
仙台泉支店	宮城県仙台市泉区泉中央2丁目2-3
郡山金屋支店	福島県郡山市田村町金屋字冬室91-1
仙台南支店	宮城県仙台市太白区大野田4丁目6-3

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を下記の6か所新設し、12か所廃止いたしました。

○新設

須賀川市役所	(須賀川市)	ヨークベニマル城西町店	(会津若松市)
ヨークベニマル泉下川店	(いわき市)	ヨークベニマル福島鎌田店	(福島市)
ひらた中央病院	(石川郡平田村)	ヨークベニマル金屋店	(郡山市)

○廃止

パナソニック福島工場	(福島市)	N T T 福島	(福島市)
鎌倉屋荒井店	(郡山市)	福島市保健福祉センター	(福島市)
J R 郡山駅構内	(郡山市)	ダイユーエイト山形嶋店	(山形県山形市)
日東紡績福島工場	(福島市)	会津ショッピングセンター	(会津若松市)
大熊町大川原地区	(双葉郡大熊町)	モルティ	(郡山市)
ヨークベニマル成島店	(山形県米沢市)	浪江サンプラザ	(双葉郡浪江町)

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,854
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
営業店舗関連（新築・改修）	908
ソフトウェア	773
システム機器	304

ハ 重要な設備の処分・除却等

該当ございません。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ございません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
とうほう証券 株式会社	福島市大町 3番25号	証券業務	2015年 8月28日	3,000百万円	100.00%	—
東邦リース 株式会社	福島市万世町 5番10号	リース業務	1985年 3月20日	60百万円	50.00%	—
株式会社 東邦カード	福島市大町 4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	1985年 4月15日	30百万円	50.00%	—
株式会社 東邦クレジットサービス	福島市大町 4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	1990年 7月12日	30百万円	50.00%	—
東邦信用保証 株式会社	福島市大町 4番4号	信用保証業務	1985年 3月20日	110百万円	50.00%	—
東邦情報システム 株式会社	福島市飯坂町平野 字桜田3番地4	電子計算機による計算 業務および電子計算機 ソフトウェア開発業務	1983年 10月14日	60百万円	39.69%	—
株式会社 とうほうスマイル	福島市飯坂町平野 字桜田3番地4	帳票等の印刷・ 製本業務	2012年 3月1日	30百万円	100.00%	—

- (注) 1. 当行が所有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 連結対象の子会社および子法人等は上記の7社であります。
 3. 東邦信用保証株式会社は、2018年2月28日付で資本金を30百万円から110百万円に増額しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により、取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
7. 株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社北洋銀行および株式会社北越銀行との間で、「T S U B A S A アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
北村 清士	取締役頭取(代表取締役) 地方創生(正)・コンプライアンス(正)担当	
竹内 誠司	専務取締役(代表取締役) 営業本部長 営業本部(正)・監査部(正)・人事部(正)・地方創生(副)担当	
佐藤 稔	専務取締役(代表取締役) 事務本部長 事務本部(正)・総合企画部(正)・総合管理部(正)・ 地方創生(副)・コンプライアンス(副)・市場金融部(副)担当	
坂井 道夫	常務取締役総合管理部長 コンプライアンス(副)・監査部(副)・総合企画部(副)・ 総合管理部(副)担当	
須藤 英穂	常務取締役郡山営業部長 営業本部(副)担当	
石井 隆幸	常務取締役 総合融資部(正)・総務部(正)担当	
横山 貴一	常務取締役人事部長 市場金融部(正)・人事部(副)担当	
久家 文寿	常務取締役いわき営業部長 営業本部(副)担当	
古宮 智宏	取締役営業本部副本部長兼営業統括部長	
矢吹 光一	取締役総合融資部長	
青木 智	取締役本店営業部長	
田口 信太郎	取締役(社外取締役)	
青野 亜佐緒	取締役(社外取締役)	弁護士
渡部 速夫	取締役(社外取締役)	株式会社京王プラザホテル 常勤監査役
丹野 真助	常勤監査役	
阪路 雅之	常勤監査役	
赤城 恵一	監査役(社外監査役)	
原 徹	監査役(社外監査役)	
藤原 隆	監査役(社外監査役)	

- (注) 1. 取締役のうち、田口信太郎、青野亜佐緒および渡部速夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役のうち、赤城恵一、原徹および藤原隆は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当行は田口信太郎、青野亜佐緒、赤城恵一、原徹および藤原隆を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。
3. 2017年6月26日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役阪路雅之氏、常務取締役加藤勝男氏は任期満了により退任し、監査役遠藤隆男氏は辞任いたしました。
4. 監査役原徹は、旭硝子株式会社の社外監査役を兼職していましたが、2018年3月29日をもって同社監査役を退任しております。

(ご参考) 当行は執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。 (年度末現在)

氏名	地位および担当
佐藤 健次	執行役員
菊地 健一	執行役員
斎藤 春生	執行役員 事務本部副本部長兼システム部長
宮下 海恵	執行役員 原町支店長
七木 重貴	執行役員 東京支店長
若菜 清市	執行役員 営業本部副本部長
若菜 正典	執行役員 事務企画部長兼総合企画部担当部長
佐藤 正二	執行役員 会津支店長
齋藤 純久	執行役員 営業本部副本部長兼法人営業部長
千葉 邦昭	執行役員 営業本部副本部長兼金融商品営業部長
阿部 重喜	執行役員 業務支援部長
小野 伸二	執行役員 小名浜支店長
高橋 伸二	執行役員

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	16名	334 (50)
監査役	6名	62
計	22名	396 (50)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含めておりません。
 使用人分報酬の額 50百万円 (うち賞与4百万円)
2. 報酬等の額には、以下のものも含まれており、その合計額を括弧内に内書きしております。
 業績連動型報酬予定額
 取締役 50百万円
3. 定款又は株主総会で定められた確定金額報酬限度額
 取締役 年額 350百万円 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含まない)
 (2015年6月24日開催第112回定時株主総会決議)
 監査役 年額 75百万円
 (2014年6月23日開催第111回定時株主総会決議)
4. 上記の支給人数には、2017年6月26日開催の第114回定時株主総会最終結の時をもって退任した取締役2名および辞任した監査役1名を含んでおります。
5. 2015年6月24日開催の第112回定時株主総会決議に基づき、退任取締役2名に対し退職慰労金36百万円を支給しております。

(3) 責任限定契約

当行は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記6名の社外役員は当行との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏名	責任限定契約の内容
田口 信太郎	在任中、その任務を怠ったことにより銀行に損害を与えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、銀行は社外役員を免責する。
青野 亜佐緒	
渡部 速夫	
赤城 恵一	
原 徹隆	
藤原 隆	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名		兼職その他の状況
取締役	青野 亜佐緒	弁護士
取締役	渡部 速夫	株式会社京王プラザホテル 常勤監査役
監査役	原 徹	—

(注) 1. 監査役原徹は、旭硝子株式会社の社外監査役を兼職しておりましたが、2018年3月29日をもって同社監査役を退任しております。なお、当行は同社と通常の銀行取引を行っております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 田口 信太郎	5年9か月	当年度開催の取締役会 25回中すべてに出席	長年、メディア業界に携わった経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。
取締役 青野 亜佐緒	2年9か月	当年度開催の取締役会 25回中すべてに出席	弁護士としての専門的知見および経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。
取締役 渡部 速夫	1年9か月	当年度開催の取締役会 25回中すべてに出席	金融政策全般にわたる幅広い知識と豊富な経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。
監査役 赤城 恵一	2年9か月	当年度開催の取締役会 25回中すべてに出席 当年度開催の監査役会 22回中すべてに出席	長年、地方行政に携わった経験を基に積極的に意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。
監査役 原 徹	2年9か月	当年度開催の取締役会 25回中すべてに出席 当年度開催の監査役会 22回中すべてに出席	金融業務に精通した視点から、積極的に意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。
監査役 藤原 隆	1年9か月	当年度開催の取締役会 25回中すべてに出席 当年度開催の監査役会 22回中すべてに出席	長年、国家行政に携わった経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	54	—

(4) 社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	798,256千株
発行済株式の総数	252,500千株 (自己株式442千株を含む)

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 12,300名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,127 千株	5.60 %
東邦銀行従業員持株会	10,387	4.12
明治安田生命保険相互会社	9,924	3.93
日本生命保険相互会社	9,923	3.93
福島商事株式会社	8,436	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,249	2.08
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,223	2.07
日東紡績株式会社	4,746	1.88
東北電力株式会社	4,658	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,563	1.81

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（442千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ございません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕 男	70	(注) 3.
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 満山 幸 成		(注) 4.
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹		

- (注) 1. なお、当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当行、子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額71百万円。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、監査時間・配員計画等の観点から報酬の見積りの相当性の検討を行った結果、報酬額は妥当であると認め、同意いたしました。
4. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、グループ会社における顧客資産の分別管理の法令順守の状況に関する保証報告書作成業務であります。なお、当該業務に係る報酬等は1百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- イ 監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合または会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任または不再任が必要であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の概要

当行は、取締役会において「業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針」として、「内部統制に関する基本方針」について次のとおり決議しております。

イ 当行の法令等遵守態勢

- ① 取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役および全従業員等がこれを遵守する。
- ② 取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図る。加えて、コンプライアンス担当役員を委員長とする「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェックおよび管理等の審議結果について報告を受ける。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置する。
- ③ コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェックおよび管理等を行うとともに、各本店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行う。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社

を含めた全従業員等に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講ずる。

- ④ 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- ⑤ 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。

ロ 当行の取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成する。これらの文書については、取締役および監査役が常時閲覧できるよう保存・管理する。

ハ 当行のリスク管理態勢

- ① 取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定める。加えて「業務継続計画」および「危機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努める。
- ② 取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受ける。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告する。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

二 当行の職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築する。

- ① 取締役会は、機関・職制・業務分

掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。

- ② 取締役会は、中期経営計画や年度基本方針、年度および半期予算等を策定するとともに、「常務会」や「経営戦略策定・実行委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施策を機動的に策定する。
- ③ 取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

- ① 当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「グループ会社管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等、当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築する。
- ② 当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保していく。

- ③ 内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- ④ 当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備する。

ハ 監査役（会）へのサポート態勢

- ① 監査役（会）の事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査役（会）における業務監査のサポートを行う。
- ② 当該スタッフの人事に関しては、監査役と取締役が意見交換を行うなどにより、監査役（会）へのサポート態勢維持に努める。

ト 監査役（会）への報告態勢

- ① 監査役は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について当行およびその子会社の取締役および全従業員等から報告を受ける。また、監査役は取締役会・常務会・各種委員会

など重要な会議に出席するとともに、各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受ける。

- ② 監査役は、当行およびその子会社の公益通報者保護の窓口であるコンプライアンス統括部門より、公益通報にかかる内容報告を受ける。
- ③ 当行およびその子会社は、前記①②の報告を行った取締役および全従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。

チ 監査役監査の実効性確保

- ① 監査役（会）は、銀行の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。監査にかかる諸費用については監査の実効性を確保するため予算を措置する。
- ② 監査役（会）は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより、効率的な監査を実施する。また、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努める。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当行では、基本方針に基づく運用状況の確認を毎年実施し、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。

当事業年度（第115期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

イ 当行の法令等遵守態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、法令遵守委員会（12回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に定期的に報告いたしました。

ロ 当行のリスク管理態勢

年度毎のリスク管理方針を取締役会で定め、リスク管理委員会（13回）およびALM委員会（15回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に報告いたしました。

ハ 当行の職務の効率性確保

取締役会を25回開催し、中期経営計画の策定など重要な業務執行の決定を行うとともに、業務執行の一部を委任している常務会を46回開催いたしました。また、年度基本方針、

総合予算を取締役会で定め、経営戦略策定・実行委員会（4回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に報告いたしました。

ニ 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

子会社の業務実績について取締役会に報告（4回）いたしました。また、グループ戦略会議（4回）を開催し、経営課題の把握と対応方針について協議いたしました。

ホ 監査役監査の実効性確保

監査役と内部監査部門、会計監査人とは、それぞれ12回情報交換を行いました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

計算書類

第115期末 (2018年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,416,896	預金	5,229,821
現金	47,217	当座預金	644,146
預け金	1,369,678	普通預金	3,236,722
買入金銭債権	10,601	貯蓄預金	55,876
商品有価証券	875	通知預金	5,016
商品地方債	875	定期預金	1,232,612
金銭の信託	12,314	定期積金	12,880
有価証券	1,199,772	その他の預金	42,567
国債	451,093	譲渡性預金	446,579
地方債	148,443	コールマネー	16,998
社債	264,132	債券貸借取引受入担保金	81,956
株式	53,843	借入金	22,200
その他の証券	282,259	借入金	22,200
貸出金	3,265,425	外国為替	178
割引手形	7,081	売渡外国為替	64
手形貸付	97,445	未払外国為替	113
証書貸付	2,953,618	その他負債	13,936
当座貸越	207,279	未決済為替借	2
外国為替	749	未払法人税等	1,555
外国他店預け	749	未払費用	3,417
買入外国為替	0	前受収益	1,232
その他資産	71,895	給付補填備金	1
前払費用	192	金融派生商品	175
未収収益	4,634	金融商品等受入担保金	898
金融派生商品	1,740	リース債務	467
金融商品等差入担保金	175	資産除去債務	73
その他の資産	65,152	その他の負債	6,113
有形固定資産	39,179	退職給付引当金	1,390
建物	11,867	睡眠預金戻戻損失引当金	756
土地	22,672	偶発損失引当金	401
リース資産	382	ポイント引当金	128
建設仮勘定	182	再評価に係る繰延税金負債	2,904
その他の有形固定資産	4,073	支払承諾	6,337
無形固定資産	2,355	負債の部合計	5,823,588
ソフトウェア	1,696	純資産の部	
リース資産	52	資本金	23,519
その他の無形固定資産	606	資本剰余金	13,653
前払年金費用	379	資本準備金	13,653
繰延税金資産	1,102	その他資本剰余金	0
支払承諾見返	6,337	利益剰余金	140,952
貸倒引当金	△10,399	利益準備金	9,865
資産の部合計	6,017,487	その他利益剰余金	131,086
		別途積立金	121,600
		繰越利益剰余金	9,486
		自己株式	△145
		株主資本合計	177,979
		その他有価証券評価差額金	15,313
		土地再評価差額金	604
		評価・換算差額等合計	15,918
		純資産の部合計	193,898
		負債及び純資産の部合計	6,017,487

損益計算書 (2017年4月1日~2018年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		64,491
資金運用収益	41,325	
貸出金利息	28,512	
有価証券利息配当金	11,778	
コールローン利息	40	
預け金利息	991	
その他の受入利息	2	
役員取引等収益	14,836	
受入為替手数料	3,689	
その他の役員収益	11,147	
その他業務収益	4,480	
商品有価証券売買益	1	
国債等債券売却益	4,471	
その他の業務収益	6	
その他経常収益	3,849	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	1,425	
金銭の信託運用益	328	
その他の経常収益	2,094	
経常費用		54,329
資金調達費用	2,632	
預金利息	700	
譲渡性預金利息	75	
コールマネー利息	290	
債券貸借取引支払利息	1,249	
借入金利息	178	
金利スワップ支払利息	136	
その他の支払利息	1	
役員取引等費用	6,280	
支払為替手数料	593	
その他の役員費用	5,687	
その他業務費用	5,350	
外国為替売買損	679	
国債等債券売却損	4,628	
金融派生商品費用	42	
営業経費	37,761	
その他経常費用	2,303	
貸倒引当金繰入額	1,253	
株式等売却損	92	
その他の経常費用	957	
経常利益		10,162
特別利益		170
固定資産処分益	11	
受取補償金	158	
特別損失		402
固定資産処分損	112	
減損損失	290	
税引前当期純利益		9,930
法人税、住民税及び事業税	2,605	
法人税等調整額	240	
法人税等合計		2,846
当期純利益		7,083

連結計算書類

第115期末 (2018年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,417,119	預金	5,223,747
買入金銭債権	13,584	譲渡性預金	438,579
商品有価証券	875	コールマネー及び売渡手形	16,998
金銭の信託	13,714	債券貸借取引受入担保金	81,956
有価証券	1,195,709	借入金	23,957
貸出金	3,261,214	外国為替	178
外国為替	749	その他負債	25,362
リース債権及びリース投資資産	8,897	退職給付に係る負債	5,629
その他資産	75,573	睡眠預金払戻損失引当金	756
有形固定資産	39,933	偶発損失引当金	401
建物	12,021	ポイント引当金	170
土地	22,737	特別法上の引当金	0
建設仮勘定	182	繰延税金負債	205
その他の有形固定資産	4,990	再評価に係る繰延税金負債	2,904
無形固定資産	2,490	支払承諾	6,337
ソフトウェア	1,812	負債の部合計	5,827,186
その他の無形固定資産	677	純資産の部	
繰延税金資産	3,078	資本金	23,519
支払承諾見返	6,337	資本剰余金	13,653
貸倒引当金	△12,123	利益剰余金	150,009
		自己株式	△145
		株主資本合計	187,036
		その他の有価証券評価差額金	15,501
		土地再評価差額金	604
		退職給付に係る調整累計額	△3,174
		その他の包括利益累計額合計	12,931
		純資産の部合計	199,968
資産の部合計	6,027,154	負債及び純資産の部合計	6,027,154

連結損益計算書 (2017年4月1日～2018年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		70,605
資金運用収益	40,539	
貸出金利息	28,614	
有価証券利息配当金	10,889	
コールローン利息及び買入手形利息	40	
預け金利息	991	
その他の受入利息	2	
役務取引等収益	15,784	
その他業務収益	10,432	
その他経常収益	3,850	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	3,849	
経常費用		59,585
資金調達費用	2,639	
預金利息	700	
譲渡性預金利息	74	
コールマネー利息及び売渡手形利息	290	
債券貸借取引支払利息	1,249	
借入金利息	186	
その他の支払利息	138	
役務取引等費用	5,514	
その他業務費用	9,634	
営業経費	39,083	
その他経常費用	2,713	
貸倒引当金繰入額	1,556	
貸出金償却	31	
その他の経常費用	1,124	
経常利益		11,019
特別利益		170
固定資産処分益	11	
受取補償金	158	
特別損失		420
固定資産処分損	116	
減損損失	303	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		10,770
法人税、住民税及び事業税	3,219	
法人税等調整額	210	
法人税等合計		3,430
当期純利益		7,339
親会社株主に帰属する当期純利益		7,339

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕 男 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 満山 幸 成 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕 男 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 満山 幸 成 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査実施計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査実施計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月9日

株式会社東邦銀行 監査役会
常勤監査役 丹野 真助 ㊟
常勤監査役 阪路 雅之 ㊟
監査役 赤城 惠一 ㊟
監査役 原 徹 ㊟
監査役 藤原 隆 ㊟

(注) 監査役のうち、赤城惠一、原徹及び藤原隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

議案および参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、内部留保の充実による健全性の向上を図りながら、安定的な配当を継続することを基本方針とし、業績の成果に応じ弾力的に株主の皆さま方への利益還元に向けていくこととしております。この配当方針のもと、第115期の期末配当につきましては、当期の業績を総合的に勘案のうえ、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、1株につき4円といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき4円と合わせ、年間の配当金は1株につき8円となります。

1 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金4円 総額1,008,231,008円

2 剰余金の配当が効力を生ずる日
2018年6月25日

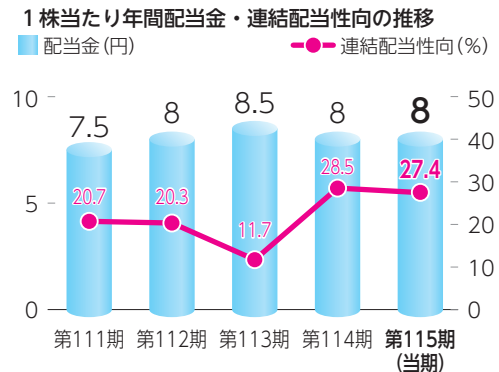
2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 5,000,000,000円

2 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 5,000,000,000円

ご参考



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 2015年5月施行の「会社法の一部を改正する法律」(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。
コーポレート・ガバナンス体制を一層充実し、さらなる企業価値の向上を目的として「監査等委員会設置会社」へ移行したく、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに取締役および取締役会に関する規定の変更を行いたいと存じます。
- (2) また、改正会社法により、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となっていることから、定款の変更を行いたいと存じます。なお、責任限定契約にかかる定款の変更につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。
- (3) さらに、株主総会の招集権者および議長の定めについて、円滑な株主総会の運営を確保するため、これらの者に事故あるときの代行者に関する規定の整備を行いたいと存じます。
- (4) その他、上記の変更に伴う条数繰上げなど、所要の変更を行いたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ (条文省略) (株式取扱規程)</p> <p>第12条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議にもとづき取締役頭取がこれを招集する。</p> <p>第13条③～第14条 (条文省略) (議長)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>② 取締役頭取に事故あるときは、<u>取締役副頭取がこれにあたり、取締役副頭取欠員または事故あるときは、取締役会の定める順序により専務取締役および常務取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会より委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>③ (現行どおり) (株式取扱規程)</p> <p>第12条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、<u>取締役会または取締役会より委任を受けた取締役の決定</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議にもとづき取締役頭取がこれを招集する。<u>取締役頭取に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第13条③～第14条 (現行どおり) (議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役頭取に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席取締役がこれに記名捺印して当銀行に保存する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当銀行の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>新たに選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、<u>取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席取締役がこれに記名押印して当銀行に保存する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当銀行の<u>監査等委員である取締役以外</u>の取締役は、<u>14名以内とする。</u></p> <p>② <u>当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>監査等委員である取締役以外</u>の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外</u>の取締役の中から、<u>取締役頭取1名を定め、取締役会長、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定め、その分配は取締役会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第27条 取締役会は取締役頭取が招集し、その議長となる。取締役頭取に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の4日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役および監査役<u>全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、取締役の過半数が出席し、<u>出席した</u>取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>、取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役以外の各取締役の報酬等については、前項の報酬等の範囲内において、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>③ <u>監査等委員である各取締役の報酬等については、第1項の報酬等の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって定める。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第27条 取締役会の招集権者および議長は、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の4日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、<u>その</u>取締役の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変 更 案
<p>第29条～第30条 (条文省略) (取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印して当銀行に保存する。 (新設)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第33条 当銀行の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第29条～第30条 (現行どおり) (取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印して当銀行に保存する。 (業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第32条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役の責任限定契約)</p> <p>第33条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定め、その分配は監査役間の協議によって定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第38条 <u>監査役会の招集通知は、会日の4日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第39条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第41条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して当銀行に保存する。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第42条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の4日前に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印して当銀行に保存する。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>




























第3号議案

監査等委員である取締役以外の取締役13名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員（14名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者の氏名等は次頁のとおりであり、取締役候補者に関する事項は47頁から54頁までに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位および担当	取締役会への出席状況
1	きたむらせいし 北村清士  	取締役頭取(代表取締役) 地方創生(正)・コンプライアンス(正)担当	25回中25回出席 (100%)
2	たけうちせいじ 竹内誠司  	専務取締役(代表取締役) 営業本部長 営業本部(正)・監査部(正)・人事部(正)・地方 創生(副)担当	25回中25回出席 (100%)
3	さとうみほる 佐藤稔  	専務取締役(代表取締役) 事務本部長 事務本部(正)・総合企画部(正)・総合管理部(正)・地方 創生(副)・コンプライアンス(副)・市場金融部(副)担当	25回中25回出席 (100%)
4	さかいみちお 坂井道夫  	常務取締役総合管理部長 コンプライアンス(副)・監査部(副)・総合企画部 (副)・総合管理部(副)担当	25回中25回出席 (100%)
5	すとうひでほ 須藤英穂  	常務取締役郡山営業部長 営業本部(副)担当	25回中25回出席 (100%)
6	いしいたかゆき 石井隆幸  	常務取締役 総合融資部(正)・総務部(正)担当	25回中24回出席 (96%)
7	よこやまきいち 横山貴一  	常務取締役人事部長 市場金融部(正)・人事部(副)担当	25回中25回出席 (100%)
8	くげふみとし 久家文寿  	常務取締役いわき営業部長 営業本部(副)担当	25回中25回出席 (100%)
9	あおきさとし 青木智  	取締役本店営業部長	取締役就任後 19回中19回出席 (100%)
10	こみやともひろ 古宮智宏  	取締役営業本部副本部長兼営業統括部長	25回中25回出席 (100%)
11	やぶきこういち 矢吹光一  	取締役総合融資部長	取締役就任後 19回中18回出席 (95%)
12	たくちしんたろう 田口信太郎   	取締役(社外取締役)	25回中25回出席 (100%)
13	わたなべはやお 渡部速夫  	取締役(社外取締役)	25回中25回出席 (100%)

 再任取締役候補者

 社内取締役候補者

 社外取締役候補者

 証券取引所届出独立役員

候補者
番号

1

きたむら
北村

せいし
清士

(1947年4月14日生)

再任

社内

■ 所有する当行株式の数：96,200株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年4月	当行入行	2002年6月	同 常務取締役
1990年3月	同 企画部長代理兼企画課長	2004年6月	同 取締役副頭取
1992年3月	同 方木田支店長	2007年6月	同 取締役頭取（代表取締役） （現在に至る）
1994年3月	同 須賀川支店長		
1996年6月	同 資金証券部長		
1998年6月	同 総合企画部長		
1999年6月	同 取締役総合企画部長		
2001年6月	同 常務取締役本店営業部長		

■ 取締役候補者の選任理由

北村清士氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長・本部部長を歴任し、1999年6月に取締役就任。経営者として十分な業務経験と幅広い知見を有しており、その職務・職責を適切に果たしております。2007年6月の取締役頭取就任以降は、東日本大震災等変化の大きい環境のなか、株主の皆さまの負託に応えるべく、経営の舵取りを担ってまいりました。

2017年度も、中期経営計画「とうほう“サミット”プラン」の締めくくりの1年として、引き続き強いリーダーシップを発揮し、経営基盤の拡大（裾野を広く）と業容・業績の積み上げ（山を高く）に取り組みました。

当行グループのさらなる成長のため、2018年度からの新中期経営計画「とうほう“健康バンク・健全バンク”計画」を牽引できるリーダーシップを備えた適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **2** たけうち せいじ **竹内 誠司** (1958年6月21日生)

再任

社内

■ 所有する当行株式の数：52,500株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当行入行	2011年5月	同	取締役営業本部副本部長兼 営業統括部長
2000年3月	同 審査部審議役	2011年6月	同	取締役営業本部副本部長
2002年3月	同 郡山卸町支店長	2012年6月	同	常務取締役営業本部長兼 営業統括部長兼カード事業部長
2004年6月	同 矢吹支店長	2013年3月	同	常務取締役郡山支店長
2006年6月	同 喜多方支店長	2013年4月	同	常務取締役郡山営業部長
2008年3月	同 法人営業部長	2015年6月	同	専務取締役(代表取締役)郡山駐在
2010年5月	同 営業本部副本部長兼法人営業部長	2016年6月	同	専務取締役(代表取締役)営業本部長 営業本部(正)・監査部(正)・ 人事部(正)・地方創生(副)担当 (現在に至る)
2010年6月	同 取締役営業本部副本部長兼 法人営業部長			
2011年4月	同 取締役営業本部副本部長			

■ 取締役候補者の選任理由

竹内誠司氏は、営業店長ならびに、法人等のお客さまに対する総合取引の推進・営業店支援の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2010年6月以降、取締役として営業店の経営指導・支援、内部監査および人事関連業務の統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **3** さとう みのる **佐藤 稔** (1960年11月27日生)

再任

社内

■ 所有する当行株式の数：37,700株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2012年6月	同	取締役総合企画部長兼 経営戦略調整室長
2002年3月	同 総合企画部審議役	2014年5月	同	取締役本店営業部長
2003年10月	同 総合企画部企画課長	2014年6月	同	常務取締役本店営業部長
2006年3月	同 方木田支店長兼大森支店長	2016年6月	同	専務取締役(代表取締役)事務本部長 事務本部(正)・総合企画部(正)・ 総合管理部(正)・地方創生(副)・ コンプライアンス(副)・ 市場金融部(副)担当 (現在に至る)
2007年10月	同 方木田支店長			
2008年6月	同 須賀川支店長			
2010年6月	同 市場金融部長			

■ 取締役候補者の選任理由

佐藤稔氏は、営業店長ならびに、市場部門における諸施策の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2012年6月以降、取締役として、経営の基本方針および経営計画の企画立案の統括、ならびに事務全般の合理化・集中化の統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

さかい みちお
坂井 道夫 (1959年5月5日生)

再任

社内

■ 所有する当行株式の数：30,300株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2012年9月	同	総合管理部長
2002年3月	同 総合企画部副部長兼ALM課長	2013年6月	同	取締役総合管理部長
2006年10月	同 総合企画部副部長	2016年5月	同	取締役総合管理部長兼 コンプライアンス統括室長
2008年3月	同 総合企画部担当部長	2016年6月	同	常務取締役総合企画部長兼 総合管理部長
2011年4月	同 総合企画部担当部長兼 コンプライアンス統括室長	2018年3月	同	常務取締役総合管理部長 コンプライアンス(副)・監査部(副)・ 総合企画部(副)・総合管理部(副) 担当(現在に至る)
2011年11月	同 総合企画部担当部長			
2012年6月	同 総合企画部担当部長兼 リスク統括課長兼人事部担当部長			

■ 取締役候補者の選任理由

坂井道夫氏は、各種リスク管理や収益管理の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。
また、2013年6月以降、取締役として経営の合理化・効率化、資本政策の企画立案や内部統制構築の統括、法令等遵守態勢の統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

すとう ひでほ
須藤 英穂 (1961年6月5日生)

再任

社内

■ 所有する当行株式の数：17,100株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2014年3月	同	営業本部副本部長兼 総合企画部担当部長
2003年3月	同 本店営業部審議役	2014年5月	同	総合企画部長兼経営戦略調整室長
2003年6月	同 本店営業部副部長兼融資一課長	2014年6月	同	取締役総合企画部長兼 経営戦略調整室長
2006年10月	同 人事部副部長	2015年6月	同	取締役郡山営業部長
2008年3月	同 郡山南支店長	2016年6月	同	常務取締役郡山駐在
2010年6月	同 法人営業部副部長兼 営業渉外課長	2017年6月	同	常務取締役郡山営業部長 営業本部(副)担当 (現在に至る)
2011年4月	同 法人営業部長			
2012年9月	同 営業本部副本部長兼法人営業部長			
2013年6月	同 営業本部副本部長			

■ 取締役候補者の選任理由

須藤英穂氏は、営業店長ならびに、営業戦略・施策の企画立案の統括や、経営にかかる重要事項の調査・研究、企画立案の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2014年6月以降、取締役として経営の基本方針および経営計画の企画立案の統括や郡山地区の営業店統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号 **6** いしい たかゆき
石井 隆幸 (1960年9月30日生)

再任

社内

■ 所有する当行株式の数：36,100株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月	当行入行	2012年 6 月	同	白河支店長
2002年 3 月	同 平支店上席副支店長兼融資課長	2014年 9 月	同	いわき営業部長
2003年10月	同 平支店融資課長	2015年 6 月	同	取締役いわき営業部長
2005年 3 月	同 福島卸町支店長	2016年 5 月	同	取締役いわき駐在
2007年 3 月	同 猪苗代支店長	2016年 6 月	同	常務取締役いわき駐在
2009年 6 月	同 会津一之町支店長	2017年 6 月	同	常務取締役 総合融資部(正)・総務部(正)担当 (現在に至る)
2011年 6 月	同 営業統括部長			
2012年 3 月	同 営業統括部長兼カード事業部長			

■ 取締役候補者の選任理由

石井隆幸氏は、営業店長ならびに、営業戦略・クレジットカード戦略の企画立案、結果の分析・検証とその統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2015年6月以降、取締役としていわき・相双地区等の営業店統括や、融資業務全般の企画・管理・指導の統括、ならびに経費・動産・不動産の管理統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号 **7** よこやま きいち
横山 貴一 (1960年7月20日生)

再任

社内

■ 所有する当行株式の数：22,900株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月	当行入行	2014年 3 月	同	人事部担当部長兼人事課長
2003年 3 月	同 滝沢支店長	2014年 9 月	同	人事部担当部長
2005年 3 月	同 安積支店長	2015年 6 月	同	執行役員人事部長
2007年 6 月	同 仙台支店長	2016年 6 月	同	取締役人事部長
2010年 3 月	同 県庁支店長	2017年 6 月	同	常務取締役人事部長 市場金融部(正)・人事部(副)担当 (現在に至る)
2011年 9 月	同 個人金融部担当部長			
2012年 6 月	同 喜多方支店長			

■ 取締役候補者の選任理由

横山貴一氏は、営業店長ならびに、人事管理や従業員等の育成・能力開発に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2016年6月以降、取締役として従業員等の多様な働き方支援の統括や、市場部門にかかる諸施策の統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号 **8** くげ **久家** ふみとし **文寿** (1961年4月6日生)



■ 所有する当行株式の数：20,800株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2011年9月	同	人事部長
2004年3月	同 ローンプラザ会津支店長兼 会津支店副支店長	2012年9月	同	小名浜支店長
2006年3月	同 蓬萊支店長	2015年6月	同	執行役員小名浜支店長
2008年6月	同 郡山北支店長	2016年5月	同	執行役員いわき営業部長
2009年7月	同 人事部副部長	2016年6月	同	取締役いわき営業部長
2011年6月	同 人事部担当部長兼総合企画部審議役	2017年6月	同	常務取締役いわき営業部長 営業本部 (副) 担当 (現在に至る)

■ 取締役候補者の選任理由

久家文寿氏は、営業店長ならびに、従業員等の育成・能力開発や福利厚生の実施等に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2016年6月以降、取締役としていわき・相双地区ならびに県外支店も含めた広範囲にわたる営業店の統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号 **9** あおき **青木** さとし **智** (1963年5月15日生)



■ 所有する当行株式の数：15,200株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2013年9月	同	営業統括部長兼 金融商品営業部担当部長兼 カード事業部担当部長
2005年6月	同 本店営業部渉外課長	2014年3月	同	営業本部副本部長兼営業統括部長
2008年6月	同 福島西中央支店長	2014年9月	同	融資部長兼融資管理部長
2010年3月	同 東京事務所副所長	2015年3月	同	融資部長
2010年5月	同 東京事務所長	2016年6月	同	執行役員本店営業部長
2012年3月	同 営業本部担当部長	2017年6月	同	取締役本店営業部長 (現在に至る)
2012年6月	同 営業統括部担当部長兼 カード事業部担当部長			

■ 取締役候補者の選任理由

青木智氏は、経済・金融情勢等諸情報の収集ならびに、営業戦略・施策の企画立案、結果分析・検証の統括や、融資業務全般にかかる企画・管理・指導の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2017年6月以降、取締役として福島地区の営業店管理等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **10** こみや ともひろ
古宮 智宏 (1962年2月22日生)

再任

社内

■ 所有する当行株式の数：11,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2014年9月	同	営業本部副本部長兼営業統括部長
2003年3月	同 本店営業部副本部長兼渉外課長	2015年6月	同	執行役員営業本部副本部長兼営業統括部長
2003年10月	同 本店営業部渉外課長	2015年9月	同	執行役員営業本部副本部長
2005年6月	同 営業推進部営業推進課長	2016年6月	同	取締役郡山営業部長
2008年6月	同 方木田支店長	2017年6月	同	取締役営業本部副本部長
2010年6月	同 須賀川支店長	2017年11月	同	取締役営業本部副本部長兼営業統括部長(現在に至る)
2014年5月	同 営業本部副本部長			

■ 取締役候補者の選任理由

古宮智宏氏は、営業店長ならびに、営業戦略・施策の企画立案、結果の分析・検証の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2016年6月以降、取締役として郡山地区の営業店管理や営業全般にかかる組織横断的な施策の調整等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **11** やぶき こういち
矢吹 光一 (1964年1月3日生)

再任

社内

■ 所有する当行株式の数：13,200株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2014年6月	同	総合企画部担当部長
2006年10月	同 本店営業部融資課長	2015年6月	同	総合企画部長兼経営戦略調整室長
2008年10月	同 融資管理部副本部長	2016年6月	同	執行役員総合融資部長
2011年4月	同 融資管理部担当部長兼 総合企画部審議役兼融資部担当部長	2017年6月	同	取締役総合融資部長(現在に至る)
2013年3月	同 総合企画部担当部長兼企画課長			

■ 取締役候補者の選任理由

矢吹光一氏は、経営にかかる重要事項の調査・研究、企画立案に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2017年6月以降、取締役として融資業務全般にかかる企画・管理・指導の統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

12

たぐちしんたろう

田口信太郎 (1949年10月30日生)



■ 所有する当行株式の数：0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月	日本放送協会入局	2011年 7月	同 理事
1998年 6月	同 松山放送局放送部副部長	2012年 6月	財団法人NHK サービスセンター 理事退任
2000年 5月	同 報道局取材センター担当部長	2012年 6月	株式会社東邦銀行 社外取締役 (非常勤・独立役員) (現在に至る)
2001年 6月	同 報道局取材センター経済部長		
2003年 6月	同 福島放送局長		
2006年 7月	財団法人NHK サービスセンターへ転籍		

■ 社外取締役候補者の選任理由

田口信太郎氏は、幅広い知識と豊富な経験に基づく高い見識を活かし、当行経営全般に対して、客観的・中立的な立場から適切な助言を行い、取締役会における牽制機能を十分発揮していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

田口信太郎氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

田口信太郎氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

候補者番号 **13** わたなべ はや お **渡部 速夫** (1956年1月12日生)

再任

社外

■ 所有する当行株式の数：0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月	日本開発銀行 (現：株式会社日本政策投資銀行) 入行	2010年 6月	株式会社京王プラザホテル 常勤監査役 (現在に至る)
1996年 4月	同 総務部課長	2012年 6月	株式会社日本経済研究所 社外監査役
2003年 6月	同 財務部長	2016年 6月	株式会社東邦銀行 社外取締役 (非常勤) (現在に至る)
2005年 6月	同 調査部長	2016年 6月	株式会社日本経済研究所 社外監査役退任
2006年 6月	同 東北支店長		
2009年 6月	同 監査役室長		
2010年 6月	日本開発銀行 (現：株式会社日本政策投資銀行) 退職		

■ 社外取締役候補者の選任理由

渡部速夫氏は、株式会社日本政策投資銀行東北支店長、同監査役室長を歴任する等、金融政策全般にわたる幅広い知識と豊富な経験を有しており、その高い見識からの客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。

■ 社外取締役在任期間

渡部速夫氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(注)1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は田口信太郎、渡部速夫の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、また、現在の監査役全員（5名）は、会社法第336条第4項第2号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者の氏名等は以下のとおりであり、監査等委員である取締役候補者に関する事項は56頁から61頁までに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位および担当	取締役会および監査役会への出席状況
1	たんのしんすけ 丹野真助  	常勤監査役	取締役会25回中25回出席 (100%) 監査役会22回中22回出席 (100%)
2	さかじまさゆき 阪路雅之  	常勤監査役	取締役会25回中25回出席 (100%) 監査役就任後監査役会 17回中17回出席(100%)
3	あかぎけいいち 赤城恵一   	監査役(社外監査役)	取締役会25回中25回出席 (100%) 監査役会22回中22回出席 (100%)
4	はらとおる 原徹   	監査役(社外監査役)	取締役会25回中25回出席 (100%) 監査役会22回中22回出席 (100%)
5	ふじわらたかし 藤原隆   	監査役(社外監査役)	取締役会25回中25回出席 (100%) 監査役会22回中22回出席 (100%)
6	あおのあさお 青野亜佐緒   	取締役(社外取締役)	取締役会25回中25回出席 (100%)

 新任…監査等委員としての新任取締役候補者

 社内…社内取締役候補者

 社外…社外取締役候補者

 独立…証券取引所届出独立役員

 候補者番号…女性取締役候補者

候補者番号 **1** たんの しんすけ
丹野 真助 (1954年3月14日生)

新任

社内

■ 所有する当行株式の数：71,032株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月	当行入行	2008年6月	同	取締役平支店長
1997年3月	同 郡山支店上席副支店長兼融資課長	2011年6月	同	常務取締役平支店長
1997年6月	同 滝沢支店長	2011年7月	同	常務取締役郡山支店長
1999年3月	同 審査部審議役	2013年3月	同	常務取締役営業本部長兼 営業統括部長兼カード事業部長
2000年3月	同 審査部副部長兼審査一課長	2013年6月	同	専務取締役(代表取締役)営業本部長兼 営業統括部長兼カード事業部長
2002年6月	同 矢吹支店長	2013年9月	同	専務取締役(代表取締役)営業本部長
2004年6月	同 人事部付(財団法人慈山会医学研 究所付属坪井病院 出向)	2015年6月	同	取締役退任
2006年6月	同 総務部長	2015年6月	同	常勤監査役 (現在に至る)
2007年6月	同 平支店長			

■ 取締役候補者の選任理由

丹野真助氏は、営業店長ならびに、貸出金等与信の審査・指導、経費・動産・不動産の管理に加え、いわき・郡山地区の営業店統括や、営業戦略・施策の企画立案の統括に携わるなど、豊富な業務経験を有し当行グループの事業に精通しております。

また、当行取締役としての経営経験、常勤監査役としての監査経験も豊富な人物であることを踏まえ、監査等委員として当行の業務執行を監督するのに適切な人材であることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

さかじ
阪路

まさゆき
雅之

(1959年3月15日生)

新任

社内

■ 所有する当行株式の数：63,200株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当行入行	2011年4月	同	総合企画部長兼経営戦略調整室長
2000年3月	同 総合企画部企画課長	2011年6月	同	取締役総合企画部長兼 経営戦略調整室長
2001年3月	同 総合企画部副部長兼企画課長	2012年6月	同	常務取締役
2002年3月	同 富田支店長	2012年9月	同	常務取締役人事部長
2004年3月	同 方木田支店長兼大森支店長	2013年6月	同	常務取締役
2006年3月	同 新宿支店長	2015年6月	同	専務取締役（代表取締役）
2007年6月	同 市場金融部副部長	2017年6月	同	取締役退任
2007年10月	同 市場金融部長	2017年6月	同	常勤監査役 （現在に至る）
2010年5月	同 総合企画部長			

■ 取締役候補者の選任理由

阪路雅之氏は、営業店長ならびに、市場部門における諸施策の統括に加え、経営の基本方針および経営計画の企画立案の統括、従業員等の多様な働き方支援の統括に携わるなど、豊富な業務経験を有し当行グループの事業に精通しております。

また、当行取締役としての経営経験、常勤監査役としての監査経験を踏まえ、監査等委員として当行の業務執行を監督するのに適切な人材であることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号 **3** あかぎ けいいち
赤城 恵一 (1950年12月18日生)



■ 所有する当行株式の数：1,600株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月	福島県庁入庁	2007年 4月	同 保健福祉部長 子ども施策担当理事
2000年 4月	同 秘書課政策調査室長	2009年 4月	同 総務部長
2002年 4月	同 財政課長	2010年 3月	福島県庁退職
2003年 4月	同 総務部政策監	2010年 5月	福島県信用保証協会 専務理事
2005年 4月	会津大学 (現：公立大学法人会津大学) 事務局長	2014年 5月	福島県信用保証協会 専務理事退任
2006年 3月	福島県庁 総務部理事 (公立大学法人会津大学事務局長)	2015年 6月	株式会社東邦銀行 社外監査役 (非常勤・独立役員) (現在に至る)

■ 社外取締役候補者の選任理由

赤城恵一氏は、長年、地方行政に携わった経験に基づく幅広い知見を有し、2015年6月以降、金融機関における勤務経験にて培われた識見をもって、大局的かつ専門的な見地から監査を行っております。

引き続き独立した立場から当行の業務執行を適切に監督することを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は、過去に直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する補足説明

赤城恵一氏は、信用保証協会法に基づき、中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関である福島県信用保証協会に4年前まで勤務していましたが、その取引の性質および出身元の公益性に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

候補者
番号 **4** はら とおる
原 徹 (1952年10月6日生)



■ 所有する当行株式の数：4,100株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月	日本銀行入行	2013年 6 月	株式会社横浜銀行 常勤監査役（社外監査役）退任
1998年 4 月	同 システム情報局企画課長	2013年 7 月	日本通運株式会社 警備輸送事業部 顧問
1999年 4 月	同 熊本支店長	2014年 3 月	旭硝子株式会社 監査役（社外監査役）
2001年 2 月	同 システム情報局参事役	2015年 4 月	日本通運株式会社 警備輸送事業部 顧問退職
2003年 8 月	同 人事局審議役（総務担当）	2015年 6 月	株式会社東邦銀行 社外監査役（非常勤・独立役員） （現在に至る）
2004年 5 月	同 システム情報局長	2018年 3 月	旭硝子株式会社 監査役（社外監査役） 退任
2007年 4 月	同 検査役検査室長		
2009年 6 月	日本銀行退職		
2009年 6 月	株式会社横浜銀行 常勤監査役（社外監査役）		

■ 社外取締役候補者の選任理由

原徹氏は、長年にわたる日本銀行勤務において金融業務に精通した専門的知見を有し、2015年6月以降、金融機関における勤務経験にて培われた識見をもって、大局的かつ専門的な見地から監査を行っております。

同氏は業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材として、監査等委員である社外取締役を選任をお願いするものです。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する補足説明

原徹氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

候補者
番号 **5** ふじわら たかし
藤原 隆 (1948年11月8日生)



■ 所有する当行株式の数：0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月	大蔵省入省	2006年 7月	株式会社ジャスダック証券取引所 取締役兼代表執行役会長
1977年 7月	米沢税務署長	2008年 6月	株式会社ジャスダック証券取引所 取締役兼代表執行役会長退任
1989年 6月	東京国税局調査第一部長	2008年 6月	電源開発株式会社 常任監査役
1992年 7月	大蔵省主税局調査課長	2014年 6月	電源開発株式会社 常任監査役退任
1993年 7月	同 証券局証券市場課長	2014年 7月	日本興亜損害保険株式会社 (現：損害保 険ジャパン日本興亜株式会社) 顧問
1995年 6月	同 証券業務課長	2016年 6月	株式会社東邦銀行 社外監査役 (非常勤・独立役員) (現在に至る)
1996年 7月	同 総務課長	2016年 6月	日本興亜損害保険株式会社 (現：損害保 険ジャパン日本興亜株式会社) 顧問退任
1998年 7月	東北財務局長		
1999年 7月	金融監督庁長官官房審議官		
2000年 7月	金融庁総務企画局審議官 (総務担当)		
2002年 7月	同 総務企画局長		
2003年 7月	金融庁辞職		
2003年 9月	損害保険料率算出機構副理事長		
2006年 6月	損害保険料率算出機構副理事長退任		

■ 社外取締役候補者の選任理由

藤原隆氏は、大蔵省入省後、東北財務局長、金融庁総務企画局長を歴任したほか、株式会社ジャスダック証券取引所取締役兼代表執行役会長も務めるなど豊富な要職経験、卓越した幅広い知見を有し、2016年6月以降、金融機関における勤務経験にて培われた識見をもって、大局的かつ専門的な見地から監査を行っております。

同氏は業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材として、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

藤原隆氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

候補者
番号

6

あおの
青野

あさお
亜佐緒

(1970年6月13日生)

新任

社外

独立

■ 所有する当行株式の数：1,100株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4月	アメリカンファミリー生命保険株式会社入社	2009年 7月	フロンティア・マネジメント株式会社へ出向
1996年 3月	アメリカンファミリー生命保険株式会社退職	2010年 6月	奥野総合法律事務所（現：弁護士法人奥野総合法律事務所）へ帰任
2002年10月	東京弁護士会登録 山浦法律事務所入所	2012年10月	フロンティア・マネジメント株式会社へ出向
2005年 4月	山浦法律事務所退所	2014年 3月	奥野総合法律事務所（現：弁護士法人奥野総合法律事務所）へ帰任 （現在に至る）
2005年10月	中島成総合法律事務所入所		
2008年 4月	中島成総合法律事務所退所		
2008年 5月	奥野総合法律事務所（現：弁護士法人奥野総合法律事務所）入所	2015年 6月	株式会社東邦銀行 社外取締役（非常勤・独立役員） （現在に至る）

■ 社外取締役候補者の選任理由

青野亜佐緒氏は、弁護士としての専門的知見を活かした各分野における豊富な経験に加え、2015年6月からは当行の社外取締役として有益で率直な意見・提言をし、当行意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、今後は当行の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監督強化に活かすことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する補足説明

同氏は、当行が法律相談等を依頼している弁護士法人奥野総合法律事務所に勤務しておりますが、当行から同法律事務所に対しては、多額（過去3年平均で年間1,000万円以上）の金銭等の支払いはございません。また、当行から同氏に対しては、役員報酬以外の支払いはございません。

同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

青野亜佐緒氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

(注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、赤城恵一、原徹、藤原隆、および青野亜佐緒の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、赤城恵一、原徹、藤原隆、および青野亜佐緒の各氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の確定金額報酬を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額345百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）、業績連動型報酬額を、当期純利益を基準として次表の内容と定めることとさせていただきたいと存じます。あわせて、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、社外取締役の報酬体系は確定金額報酬のみとし、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含まないものとします。

現在の取締役は14名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役以外の取締役13名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は13名（うち社外取締役は2名）となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

＜表＞業績連動型報酬限度額

当期純利益水準（注）	業績連動型報酬限度額
30億円以下	0円
30億円超 ～ 40億円以下	30百万円
40億円超 ～ 60億円以下	40百万円
60億円超 ～ 80億円以下	50百万円
80億円超 ～ 100億円以下	60百万円
100億円超	70百万円

（注）当期純利益は当行単体の額とし、第116期（2018年4月1日～2019年3月31日）より適用いたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額80百万円以内に定めることとさせていただきたいと存じます。あわせて、監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等につきましては、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員である取締役は6名（うち社外取締役は4名）となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

＜ご参考＞社外役員の独立性判断基準

社外取締役および社外監査役の候補者が、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近^(注1)において、次のいずれの要件にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当行を主要な取引先^(注2)とする者、またはその者が法人等^(注3)である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額^(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者をいう。）。
- (4) 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主^(注5)、またはその者が法人等である場合には、その業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要^(注6)でない者は除く）の近親者^(注7)。
 - A. 上記（1）～（5）に該当する者
 - B. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員または業務執行者

(注1) 「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 「主要な取引先」とは、事業年度の連結売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上を基準に判定。また、融資取引については、当行の融資額が最上位の取引額であり、かつ当該融資を直ちに回収した場合は、事業継続に深刻な影響を及ぼすなど当行の与信方針の変更が取引先に対して著しい影響を与える場合は、主要な取引先とする。

(注3) 「法人等」とは、法人以外の団体を含む。

(注4) 「多額」とは、過去3年平均で年間1,000万円以上の金額をいう。

(注5) 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または法人等をいう。

(注6) 「重要」とは、会社の役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(注7) 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。



すべてを地域のために

東邦銀行

株主総会会場ご案内図

会場

福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

電話

024(523)3131(代表)



本店外観



最寄の駅 「JR福島駅」 東口より徒歩約8分

- 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、株主優待制度につきましては、引き続き実施させていただきます。



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。